

広島県告示第百十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、広島県病院事業財務規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第十号）第一条第二項の規定により例によることとされた広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五第一項の規定により次のとおり告示する。

令和五年二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	三井住友カード株式会社	ひろぎんカードサービス株式会社
所在地	大阪府大阪市中央区今橋四丁目五番一五号	広島県広島市中区紙屋町一丁目三番八号
指定をした日	令和五年一月二七日	同右
委託を受けて納付を行うことができる歳入及び歳入歳出外現金の内容	県立広島病院に係る県立病院使用料及び手数料条例（昭和二十四年広島県条例第三十一号）に基づく使用料及び手数料	同右
歳入及び歳入歳出外現金の納付の委託を受けることができる期間	令和五年一月二七日から令和七年三月三十一日まで	同右